

小国漁業協同組合 内共第8号第5種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小国漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次表のア欄に掲げる魚種で、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ	竿釣（がっくり掛けは除く）	制限しない
やまめ	竿釣	制限しない

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	毎年総会で決定した日若しくは6月1日のいずれか遅い日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、
それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

河川名	区域	期間
杖立川 (上田)	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字坂本堰 堤上流端より上流 同町赤とうぐうま での区域	1月1日から 12月31日まで
杖立川 (上田)	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字寺尾野 橋上流端から上流 360mまでの区域	同上
杖立川 (北里)	熊本県阿蘇郡小国町大字北里字沖の田 堰堤より上流 尻江田橋下流端までの 区域	同上
杖立川 (黒渕)	熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字蓬萊 蓬萊橋を中心とし上流 タカゴ渕から 下流 山角橋上流端までの区域	同上
杖立川 (宮原)	熊本県阿蘇郡小国町大字宮原水源地堰 堤上流端より上流 とけろ渕までの区 域	同上
杖立川 (下城)	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴県 境より上流 宮原はん田滝までの区域 (網漁業以外の漁業を除く)	1月1日から あゆ解禁日まで
杖立川 (下城)	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字本村橋 上流端から上流 宇土橋下流端までの 区域 (網漁以外の漁業を除く)	1月1日から 12月31日まで
志賀瀬川 (満願寺)	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺立岩 折戸橋下流端から下流 立岩 700mまで の区域	同上
中原川 (中原)	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原轟橋下 流端から下流 300mまでの区域	同上
中原川 (中原)	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原瓜上橋 下流端から下流 和田 (中原小学校前堰 堤上流端) まで 500mの区域	同上
志賀瀬川 (満願寺)	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺荒倉 橋下流端から下流 竹熊橋上流端まで の区域	同上

田原川 (満願寺)	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺寺迫 橋下流端から下流 波居原橋上流端ま での区域	同上
馬場川 (赤馬場)	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場戸無 から柏木蛇の尾、中畑までの区域	同上
志賀瀬川 (赤馬場)	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場巡渕 橋下流端から下流 宮原仁瀬橋上流端 までの区域	同上

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学校児童、又は中学校生徒のときは無料、75歳以上又は肢体不自由者のときは二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、やまめ	竿釣	年間5,000円
あゆ	竿釣	1日2,500円
やまめ	竿釣	1日1,000円 年間3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 道の駅小国 ゆうステーション（阿蘇郡小国町宮原1754-17）
- (2) 杖立温泉観光協会（阿蘇郡小国町下城4173-5）
- (3) 南小国町総合物産館 きよらカアサ（阿蘇郡南小国町赤馬場1789-1）
- (4) 釣り具のまつお（大分県日田市中釣町759-1）
- (5) 大倉つり具店（大分県日田市竹田新町5-4）
- (6) 小国漁業協同組合事務局

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

- (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は令和6年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

経緯　　総会決議 令和5年11月10日
認　　可 令和5年12月25日